

議第212号

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成10年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項および第14条第6項中「者に対しては」を「ときは」に改める。

別表第1項第1号の表中「19,800」を「21,400」に、「26,500」を「28,600」に、「48,500」を「52,400」に、「68,300」を「73,800」に、「2,980」を「3,220」に、「3,970」を「4,290」に、「5,730」を「6,190」に、「8,710」を「9,410」に改め、同項第2号の表中「29,800」を「32,200」に、「39,700」を「42,900」に、「2,320」を「2,510」に、「3,090」を「3,340」に、「4,310」を「4,660」に、「5,730」を「6,190」に、「2,980」を「3,220」に、「3,970」を「4,290」に、「6,290」を「6,790」に、「8,380」を「9,050」に、「7,610」を「8,220」に、「10,140」を「10,950」に、「9,920」を「10,710」に、「13,230」を「14,290」に、「7,940」を「8,580」に、「10,580」を「11,430」に、「2,650」を「2,860」に、「3,530」を「3,810」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。